

## 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更又は除外の取扱いについて

お客様の信用取引に係る委託保証金を、有価証券をもって代用するに際し、当社が独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率(以下「掛目」という。)を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合(以下「掛目の変更等」という。)があります。

当社の判断により掛目の変更等を行う場合がある事象は以下のとおりです。

掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をお客様にご通知し、変更後の掛目(又は除外)の適用日につきましては、ご通知した日から起算して5営業日目の日といたします。ただし、下記③～⑦の事象の場合において、当社が必要と認めるときには、ご通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

掛目の変更等を行う場合がある事象
①発行会社の株価が一定金額を下回った場合
②発行会社が債務超過となった場合
③重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
④業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
⑤突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
⑥行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
⑦その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合